

第34回盛岡地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年2月20日（火）午後1時10分から午後3時10分まで

2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員）大山美和，河原克巳，北久雄，行徳伸一郎，高橋弘美，中島経太，中村恭，堀内満，山本尚子

（五十音順，敬称略）

（説明者）畑山民事訟廷管理官，堀江民事訟廷庶務係長，立花民事訟廷記録係長

（事務局）佐々木地裁事務局長，今井刑事首席書記官，小抜地裁事務局次長，崩出地裁総務課長，藤井家裁総務課課長補佐，遠藤地裁総務課庶務係長

4 議事等

(1) テーマ「民事裁判における被害者保護・プライバシー保護について」の説明

ア 尋問における被害者保護のための措置

（ア）付添人を付した尋問

（イ）遮蔽措置を付した尋問

（ウ）ビデオリンク方式による尋問

イ プライバシーの保護のための措置

（ア）訴訟記録の閲覧等制限

（イ）秘匿の申出

(2) 施設見学（301号法廷）

(3) 質疑応答（◎委員長，○委員，■説明者）

○ 遮蔽措置の申出を認めなかった場合とはどのような事例か。

■ 申出の理由が，長年の知人関係にある者を目の前にして証言したくないというものであり，このケースは，著しい精神的圧迫があるとは認められなか

ったからである。

- 傍聴人との間で遮蔽措置をとる場合、証人が法廷に出入りする際の法廷前廊下等では、どのような配慮をしているのか。
- そのような配慮を要する場合には、むしろ、ビデオリンクによる対応を検討することになる。
- 契約トラブル等の被害者が、第三者として同様の被害に関する事件の記録を閲覧・謄写をする方法を知りたい。
- 事件を特定して閲覧申請をしていただくことになる。

(4) 意見交換 (◎委員長 ○委員 ■説明者)

- ◎ 実際に遮蔽の措置をした法廷を御覧いただいた感想を伺いたい。
- テレビドラマなどでよく見る法廷の光景とは違い、被害者への配慮を感じた。
- 被害者の方は、被害を受けたことでの精神的圧迫がある上、証言席に座ることになるので、つらいのではないかと感じた。
- 遮蔽の仕組みが原始的な上、証人席と当事者席が近く、証言をする人の精神的圧迫は解消されないのではないかと思ったが、実際に証人席に座ってみると、パネルが一枚あるだけで不安の度合いが全く違うと感じた。
- 更生保護の分野においても被害者保護には十分配慮をしているが、裁判所においても配慮がなされていると感じた。
- 刑事裁判の被害者の方が証人席に座ることに不安を感じている場合には、遮蔽の制度の説明することで引き受けてくれることもある。
- ◎ ビデオリンク方式による尋問について説明させていただいたが、各委員の所属機関においてこのようなシステムを活用している事例があれば御紹介いただきたい。
- テレビ会議システムのほかスマートフォンの映像によるやり取りも行っている。また、モニターに自分の姿が写し出されると緊張する人もいるため、

自分の姿が隠せるように操作して行うこともある。昔と違い、画像や音声の技術が進み、利用しやすくなったと感じている。

- 通訳者が少ない言語を話す外国人が通訳人を利用する場合にも応用できるのではないかと感じた。
- ビデオリンク方式による尋問は、地裁支部においても利用が可能であれば効果が上がるのではないか。
- 管内支部については、現在整備を行っており、4月以降は、支部でも利用が可能となる予定である。
- ◎ 各委員の所属団体におけるプライバシー保護等の取組について御紹介いただきたい。
- 裁判所の記録の閲覧等とは違い、個人情報をも本人以外が知る手続がないため、第三者から申請を受けた際には、本人の了承を得たことを確認した上で個人情報を提供している。
- 業務上、非常勤職員に対して被害者の情報等が記載された書面を送付することがあるが、事件が終了した際には必ず返還を求め、その内容を確認している。また、個人情報の漏えいがないよう指導するなどしてプライバシー保護を図っている。
- 理事会の議事内容等について、理事同士であってもプライバシーが守られるように配慮している。
- 秘匿の申出は、刑事事件であれば検察官が説明することになるが、民事事件の本人訴訟では、手続教示等における裁判所の役割が大きいと感じた。

5 次回期日等

(1) 次回期日等

地家裁合同委員会 未定（9月下旬又は10月上旬）

(2) テーマ

未定